

令和4年度野菜関係事業の主要改正事項

区 分	主要改正事項
1 野菜緊急 需給調整事 業	<p>1 交付積立資金（負担金）算定式の変更 産地区分の追加要件の適用（ペナルティ）の導入に伴い、本事業の発動の増加想定されるため、算定式をペナルティの導入を踏まえた算定式に変更。</p> <p>2 交付積立資金を全体でプール管理する方式に変更 国の資金は財源が限られる中で効率的に活用することが求められること、事業発動の機会が増えることが想定されること、一方で、出荷団体等の負担抑制も図る必要があることから、交付積立資金を全体でプール管理する方式に変更。</p> <p>3 事業実施上限額の設定 交付積立資金を全体でプールすることで、自らの交付資金計画の交付積立資金（負担金）以上に事業を実施することが可能となる一方で、後続産地分の予算も確保しつつ事業を執行する必要から、申込期限ごとの交付金の上限額を設定。</p>
2 大規模契 約栽培産地 育成強化推 進事業	<p>1 目的 加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜についての輸入からのシェア奪還、海外市場でニーズのある野菜の輸出拡大を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大に向けた取組を推進 ※令和4年度の公募は終了</p> <p>2 対象品目（※下線は対象出荷期間の変更・追加された品目） 加工・業務用：たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、<u>トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（1～7月又は11～12月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）</u>及びアスパラガス（2～5月又は9～11月出荷） 生食用：<u>かぼちゃ（11～6月出荷）及びトマト（8～10月出荷）</u> <u>輸出用：輸出事業計画に位置づけられた野菜の品目</u></p> <p>3 取組内容（※下線は追加された取組） ○ 生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組 〈加工・業務用、生食用〉 以下のア～キの取組を3年間継続して実施 ア 事業ほ場の設定 イ 一定期間の事前契約の締結 ウ 新規作型の導入 エ 生産コストの低減 オ 流通コストの低減 カ トレーサビリティシステム等の活用 キ 出荷量の安定に向けた取組</p>

〈輸出用〉

以下のア～カの取組を3年間継続して実施

- ア 事業ほ場の設定
- イ 一定期間の事前契約の締結
- ウ 生産コストの低減
- エ 流通コストの低減
- オ トレーサビリティシステム等の活用
- カ 出荷量の安定に向けた取組

○ 作柄安定技術の導入のための取組

〈加工・業務用、生食用〉

以下のa～dの取組のうち、1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上を取り組む

- a 土層改良・排水対策
- b 病害虫防除・連作障害回避対策
- c 地温安定・保水・風害対策
- d 土壌改良資材施用

〈輸出用〉

以下のa～dの取組のうち、1年目及び2年目に1つ以上を取り組む

- a 土層改良・排水対策
- b 病害虫防除・連作障害回避対策
- c 地温安定・保水・風害対策
- d 土壌改良資材施用

○ 輸出生産国の規制やニーズに適合した生産のための取組

〈輸出用〉

以下のa～dの取組のうち、1年目は2つ以上、2年目及び3年目は1つ以上を取り組む

- a 輸出生産国の植物検疫等に対応した病害虫防除
- b 輸出生産国ニーズに適合した品種や栽培方法等の導入
- c 効率的な輸出生産物の導入
- d 国際水準 GAP や有機 JAS 等の認証取得等のための取組

4 成果目標（事業期間3年間）（※下線は追加された成果目標）

〈加工・業務用、生食用〉

以下のア及びイは必須

- ア 全体の出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間に出荷
- イ 対象出荷期間の出荷量が、現状に比べて10%以上増加

〈輸出用〉

以下のア及びイは必須

	<p style="text-align: center;"><u>ア 対象出荷期間の出荷量が、現状に比べて10%以上増加</u> <u>イ 輸出を行う実需者への出荷量が、現状に比べて3%以上増加</u></p>
<p>3 収入保険と野菜価格安定制度の同時利用</p>	<p>1 令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される生産者は、<u>2年間</u>まで、収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用することができます。</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;">ただし、令和3年1月から同時利用された方は、令和3年11月もしくは令和4年11月末までに、令和4年1月から同時利用される方は、令和4年11月もしくは令和5年11月末までに収入保険に移行するか否かを判断していただくこととなります。</p> <p>(参考) 野菜価格安定制度から収入保険への移行状況等 (令和4年3月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜価格安定制度からの収入保険移行件数 (累計) : 9,589 件 ・同時利用件数 : 5,557 件